


当社におけるインフルエンザ等感染症対策		
ガイドラインステップ	キーワード	・新型インフルエンザ
3・4・8・15		・感染症 ・グローバル企業
改善・取組みの背景と課題	<p>当社は、従業員数の約 80%を外国人が占めるグローバル企業である。近年、製造拠点の移転に伴い、海外赴任者・出張者、現地の外国人従業員が急激に増加している。当社は、日本人だけでなく外国人を含めたすべての従業員に対し、グループ全体として統一した安全衛生・健康活動を行っており、インフルエンザ等感染症対策は、グローバルな健康施策の一つと位置付けられている。2002 年の重症急性呼吸器症候群(SARS)以降、当社では、積極的に感染症対策に取り組み、「HOYAグループ新型インフルエンザ等感染症対策」をグローバルに展開してきた。2009 年春、メキシコ、米国などで始まった豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1、以下、新型インフルエンザ)は、短期間に世界中で流行した。</p>	
改善・取組みの着眼点	<p>感染症対策は、設備改善の予算編成や人の移動、時には、事業所の閉鎖の是非に関するまで、経営者による大きな意思決定が必要になる。健康管理担当部門は、人事担当部門、総務担当部門及び経営層と密接に連携し、迅速な意思決定のための十分な情報収集及び管理を行う。特に、新興感染症は、不確定要素が多く、各国の医療事情、感染状況、行政情報等を収集し、各事業所の正確な状況を把握した上で、具体的な対策案とともに、事業部、事業所への情報発信を行う。当社では、総括産業医が中心となり「インフルエンザ等感染症危機管理対策チーム(以下、危機管理対策チーム)」を設置し、新型インフルエンザに対する事業内感染症対策を展開した。</p>	
改善・取組みの概要	<p>1. 衛生管理・衛生教育</p> <p>衛生管理は、「感染症予防に関する通知」をもとに、事業所内の感染症対策として、手洗い・うがい励行等の感染症予防対策に関する教育及び指導、水道蛇口の自動化及びトイレ入り口のノブ無しドアの導入等(次頁上段資料1)の感染源となる可能性が高い設備の修繕を計画的に実行してきた。教育啓発活動として、産業医は海外赴任者と赴任前面談を行い、赴任地に応じた感染症等に関する衛生教育を行っている。また社内の通知や安全衛生委員会や事業部安全衛生健康担当者会議等で、産業医が直接説明し、感染症予防対策の徹底を図ってきた。キャンペーンとして感染予防カードを配布(資料2)するなどしてインフルエンザに関する予防教育を実施してきた。</p> <p>2. 危機管理対策</p> <p>新型インフルエンザ発生直後より、危機管理対策チームが中心となり、「新型インフルエンザへの対応」を通知(資料3)した。具体的には、「感染症予防に関する通知」の再確認と徹底、各国規制の厳守、一般的感染症防止措置、有症状時の受診等を徹底した。さらに、WHO フェーズの引き上げ時や、新型インフルエンザの感染が急速に拡大する中、状況に応じて通知を適宜発信し、国内外の事業所と密に連携することによって事業所内の従業員の混乱を防ぐよう心がけた。病原性や致死率、治療法等の情報が確定していく過程で、出張制限を解除する等、状況に応じて柔軟に対応した。事業部は、状況把握及び集団感染予防のため、感染者の報告書を遅滞なく危機管理対策チームに提出し、濃厚接触者リストを作成し感染予防対策を徹底した。</p>	

<p>写真・図表・イラスト</p>	 <p>資料1 ノブ無しドアの導入      資料2 感染予防カード      資料3 インフルエンザに関する通知</p>			
<p>効果</p>	<p>1. 国内外の事業所に対して、事前に事業所感染症対策を徹底していたことが新型インフルエンザの感染拡大防止に繋がった。</p> <p>2. インフルエンザ等感染症危機管理対策チームは、インフルエンザ等の対策に関する決定事項の伝達や各国の事業部や事業所からの情報を一元管理することで、新型インフルエンザ発生時にもリスクを想定し、大きな不安混乱をきたすことなく対応出来た。新型インフルエンザの感染力・致死率が季節性インフルエンザと同程度であると判明してからは、当初の行動計画を適宜、改定する必要があった。</p> <p>3. 今回の対応に関して既存の通知をまとめるとともに、既存のインフルエンザ等感染症危機管理対策ガイドラインを見直し、中程度の毒性ウイルスを見据えて改訂し、更なる状況の変化に対応できるようにしている。</p>			
<p>このGPSの経験から学ぶことができるポイント</p>	<p>1. 新型インフルエンザは、事業者にとって事業継続を阻害する大きなリスク要因となりうる。本社にインフルエンザ等感染症危機管理対策チームを設置し、国内外の事業部及び事業所と密に連携し、事前にリスクを想定して計画を立て、グループ内の意思決定体制を整備することが、迅速な意思決定に繋がった。</p> <p>2. グローバル企業における健康管理は、各国の生活習慣、衛生環境にも配慮した管理を行う必要がある。例えば、マスクをする習慣のない国の従業員に、マスク着用を義務付けることや、入室時の手指のアルコール消毒を強く勧めることは避けなければならない。グループの基本方針や基準をもとに、事業所の行動計画の細部に関しては各国の事業所担当者と連携し決定するなど柔軟な対応が求められる。</p> <p>3. 海外勤務者及び海外出張者の帰国は、各国の医療体制、公衆衛生体制の違いを考慮して判断する。医療体制や公衆衛生体制の整備された国においては、感染拡大時に無理に帰国をすることは、感染源への暴露を受ける機会を広げる可能性もあり、慎重な配慮が必要である。</p>			
<p>参考資料</p>	<p>1) Udo H and Yoshinaga F. The role of the industrial medical doctor in planning and implementing ergonomic measures at workplaces. Int J Industrial Erg 28, 237-246, 2001.  2) 加藤隆康. 作業改善, 日本産業衛生学会産業衛生技術部会編『産業衛生技術入門』pp.117-120, 中央労働災害防止協会 平成17年  3) 産業医活動報告集: 日本産業衛生学会・産業医部会編(2001年10月)</p>			
<p>投稿者</p>	<p>水町祥子</p>	<p>e-mail</p>	<p>shouko.mizumachi@mb.hoya.co.jp</p>	<p>2010年10月30日</p>